

社会福祉施設（安城市総合福祉センター他13施設）の

指定管理者の候補者選定結果

安城市指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者となる団体を次のとおり選定しました。

1 施設名

福祉センター（総合、北部、西部、作野、桜井、中部、安祥）

児童センター（中部、西部、安祥）

養護老人ホーム

老人デイサービス（安祥、作野）

社会福祉会館

2 指定管理者候補者

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

安城市赤松町大北78番地4

3 指定期間

福祉センター（総合、北部、西部、作野、桜井、中部、安祥）

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

（北部の老人デイサービス事業のみ）

平成29年4月1日から平成32年3月31日（3年間）

児童センター（中部、西部、安祥）

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

養護老人ホーム

平成29年4月1日から平成33年3月31日（4年間）

老人デイサービス（安祥、作野）

安祥 平成29年4月1日から平成31年3月31日（2年間）

作野 平成29年4月1日から平成30年3月31日（1年間）

社会福祉会館

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

4 指定管理料提案額

2,885,360千円（5年間総額）※注1

5 選定委員会開催日

平成28年10月1日

6 選定理由

福祉センター等の福祉施設の役割として、地域福祉の活動拠点及び介護予防事業の拠点とするなど、公的な事業の拠点にしたいという市の考えがあり、社会福祉協議会は地域福祉活動の推進役としての役割も担っている。また、これらの福祉施設には、民間事業者では、対応が難しい処遇困難ケースに対応し、相談・支援体制を構築する必要があるが、社会福祉協議会においてはその体制が整ってお

り、公共的団体として法人の持続性に信頼がある。

上記理由と平成29年度以降の事業計画、収支予算の内容が認められ、安城市指定管理者選定委員会において指定管理者として選定された。

※ **注1** 消費税率について8パーセントで計算した金額。消費税増税が決定した場合は、指定管理料が変更となる可能性がある。